

議案第 92 号

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。
第1条中「多可町水道事業（簡易水道を含む。以下同じ。）の」を「多可町水道事業の」に改める。

第2条の表を次のように改める。

区分	区域
中区	田野口、天田、中村町以上3地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畠、茂利、安坂、糀屋、坂本、曾我井、森本、西安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。
加美区	山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺、豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。
八千代区	大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する地域とする。

第28条第1項中「次のそれぞれの表のとおり」を「次の表のとおり」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

料金 メーターの口径	基本料金（1か月につき）		超過料金 1m^3 につき
	水量	料金	
13mm	10 m^3 まで	2,000円	
20mm	20 m^3 まで	4,000円	
25mm	30 m^3 まで	6,000円	150円
40mm以下	70 m^3 まで	14,000円	
75mm以下	200 m^3 まで	40,000円	
100mm以下	300 m^3 まで	60,000円	

臨時用	1 m ³	400円
-----	------------------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについては、なお従前の例による。

地区	地区
東：田楽室、浦門ひの瀬の全の河川を「田瀬川中」、川入、川瀬川 支、麻生、鶴瀬、甲賀、朝瀬、玉瀬、牛瀬、室瀬川、裡瀬、山 手園駅以降、カ田交東、田瀬西、本森、東森曾、本裏、楓瀬、武 蔵、森下と越河を示す	西中
西：翼入、寺内、郡市、山西、日山、轟、水南、丹波、日寄山 東部、鶴瀬町、浦豊、木曾瀬、鶴瀬東、那波、村岡、音瀬、谷 瀬川頭、江瀬裡山、鶴西、内瀬、櫻瀬、田端奥、川塗、高瀬、將 軍、さとう城跡を示す	西真間
北：開瀬中、田瀬、遠赤、田門、村下、鶴瀬、村中、本沢、船大 き、さく井瀬を示す。北瀬川頭、うね大、鹿ノ木、開瀬下、飛出 川、	北外干八

各地区、各路線の運送料金の改定の方法を、この改定の方法によること。中算1項第8条
ふえ間ま達の方法による。

金額	(各地区改定) 金額		金額
	金額	通水	
円600	円600.0	テキサm01	mm21
	円600.1	テキサm02	mm09
	円600.2	テキサm03	mm22
	円600.3	テキサm04	不規mm05
	円600.4	テキサm05	不規mm06
	円600.5	テキサm06	不規mm07

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

現 行		改 正
(趣旨)		
第1条 この条例は、多可町水道事業（簡易水道を含む。以下同じ。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するためには必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、多可町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するためには必要な事項を定めるものとする。
第2条 多可町水道事業の給水区域は、次の表のとおりとする。		第2条 多可町水道事業の給水区域は、次の表のとおりとする。
(給水区域)		(給水区域)
区分		区域
中区		田野口、天田、中村町以上3地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畑、茂利、安坂、粧屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。
加美区		山畜上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、觀音寺、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。
八千代区		大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する地域とする。
区分		区域
中区		田野口、天田、中村町以上3地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畑、茂利、安坂、粧屋、坂本、曾我井、森本、西安田、中安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。
加美区		山畜上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、觀音寺、岩座神、棚釜で、別に地図で表示する区域とする。
八千代区		岩座神、棚釜で、別に地図で表示する区域とする。
南部簡易水道		豊部、熊野部、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。
東簡易水道		大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間で、別に地図で表示する区域とする。
西簡易水道		下三原、大和で、別に地図で表示する区域とする。

現 行

(料金)

第28条 料金は、次のそれぞれの表のとおり算定した合計金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(料金)

第28条 料金は、次の表のとおり算定した合計金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

料金 支度費	料金 支度費	料金 支度費									
13mm	10m ³ まで	2,000円	20mm	20m ³ まで	4,000円	25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円
20mm	20m ³ まで	4,000円	25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円
25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円	臨時用	1m ³	400円
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円	臨時用	1m ³	400円			

(1) 上水道の料金

料金 支度費	料金 支度費	料金 支度費									
13mm	10m ³ まで	2,000円	20mm	20m ³ まで	4,000円	25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円
20mm	20m ³ まで	4,000円	25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円
25mm	30m ³ まで	6,000円	40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円	臨時用	1m ³	400円
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	100mm以下	300m ³ まで	60,000円	臨時用	1m ³	400円			

(2) 簡易水道の料金

料金 支度費	料金 支度費	料金 支度費

	現行	改行	改正
メーターの口径	水量	料金 につき	
13mm	10m ³ まで	2,000円	
20mm	20m ³ まで	4,000円	
25mm	30m ³ まで	6,000円	
40mm以下	70m ³ まで	14,000円	150円
75mm以下	200m ³ まで	40,000円	
100mm以下	300m ³ まで	60,000円	
臨時用	1m ³	400円	
2・3 (略)			2・3 (略)

